

## 「令和5年度和歌山県子供の生活実態調査」業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

和歌山県では、子供の生活実態や学習環境、支援制度の利用状況やニーズを把握するとともに、「和歌山県子供の貧困対策推進計画」に基づき実施する各施策や支援制度に係る検証を行い、子供の貧困対策をより効果的に推進するため、和歌山県子供の生活実態調査を実施します。

つきましては、当該調査を効率的・効果的に行うため、実施する民間企業、NPO法人、その他の団体（以下、民間団体等という。）を募集します。

### 1 委託業務の概要

#### （1）委託業務名

和歌山県子供の生活実態調査

#### （2）業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

#### （3）提案限度額

金12,155千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、提案限度額を超える提案については、無効とします。

#### （4）契約期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

### 2 応募資格

プロポーザルに応募できる者は、次の（1）から（5）までの全ての要件を満たす者とします。

（1）民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っている者でないこと。

（5）国税及び都道府県税の滞納がない者であること。

### 3 スケジュール

項目	日 程
公募開始	令和5年5月24日（水）
事前説明会参加申込期限	令和5年5月31日（水）17：00
事前説明会	令和5年6月2日（金）13：15～14：00
質問受付	令和5年6月7日（水）17時まで
質問回答	令和5年6月13日（火）まで随時
プロポーザル応募表明	令和5年6月16日（金）まで
企画提案書類提出受付	令和5年6月22日（木）必着
選定委員会	令和5年6月下旬～7月上旬
審査結果の通知	選定委員会の翌日以降速やかに行います

### 4 事前説明会

プロポーザルの説明会を下記のとおり開催します。なお、事前説明会に参加しない場合でもプロポーザルへの応募は可能とします。

(1) 開催日時 令和5年6月2日（金）13：15～14：00

(2) 開催場所 和歌山県庁 南別館5階5-A会議室

※オンラインによる参加を可能とします。

(3) 説明事項 委託業務の概要及び提案書類等について

(4) 参加資格 上記「2 応募資格」の要件を満たす者

(5) 参加申込み

電子メールにより申込みしてください。

① 電子メールの件名

「令和5年度和歌山県子供の生活実態調査」業務委託にかかる事前説明会参加申込み

② 送信先

和歌山県福祉保健部子ども未来課

代表メールアドレス e0402004@pref.wakayama.lg.jp

③ 申込み期限

令和5年5月31日（水）17時

④ メール記載内容

・会社名 ・担当者名 ・出席人数 ・オンライン参加の希望の有無

### 5 質問

プロポーザルの応募にあたり、質問事項がある場合は、「質問票（様式7）」を下記により電子メールで提出してください。

(1) 電子メールの件名

「令和5年度和歌山県子供の生活実態調査業務にかかる質問」

(2) 送信先

和歌山県福祉保健部子ども未来課

代表メールアドレス e0402004@pref.wakayama.lg.jp

(3) 受付期限

令和5年6月7日（水）17時まで

(4) 回答

質問に対する回答は、令和5年6月13日（火）まで、隨時、和歌山県ホームページにて公開します。

なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げる恐れがあるので受け付けません。

6 プロポーザルへの応募表明

プロポーザルへ応募する場合は、「公募型プロポーザル応募表明書（様式8）」を下記により電子メールで提出してください。

(1) 電子メールの件名

「令和5年度和歌山県子供の生活実態調査業務にかかるプロポーザル応募表明書」

(2) 送信先

和歌山県福祉保健部子ども未来課

代表メールアドレス e0402004@pref.wakayama.lg.jp

(3) 提出期限

令和5年6月16日（金）17時まで

7 応募書類の提出

(1) 応募書類

次に掲げる書類①～⑪を全て提出してください。ただし、企画提案書類の提出日において、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、書類⑤～⑪の提出を省略することができますので、代わりに「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写しをご提出ください。なお、各書類の説明については、**別紙1**提出書類一覧を参照してください。

① 応募申請書（様式1）…1部

② 応募資格に反しない旨の宣誓書（様式2）…1部

③ 企画提案書（様式3）…正本1部、副本5部

※ 副本は、社名・ロゴマーク等の応募者を特定する事項は記載しないこと

④ 見積書（様式4）…正本1部、副本5部

※ 副本は、社名・ロゴマーク等の応募者を特定する事項は記載しないこと

- ⑤ 団体の概要に関する調書（様式5）…1部
  - ⑥ 役員等に関する調書（様式6）…1部
  - ⑦ 団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類…1部
  - ⑧ 団体の事業計画書及び収支予算書…1部
  - ⑨ 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類…1部
  - ⑩ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書…1部
  - ⑪ 都道府県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書…1部
- ただし、県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。

- (2) 提出期限 令和5年6月22日（木）まで
- (3) 提出曜日 月曜から金曜まで（祝日除く）
- (4) 提出時間 9時から17時まで
- (5) 提出場所 和歌山県福祉保健部子ども未来課（県庁北別館1階）  
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
- (6) 提出方法  
子ども未来課まで持参又は郵送により上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出してください。  
なお、郵送にて提出をした場合は、受領確認を子ども未来課あてに電話にて行ってください。

## 8 参加に際しての注意事項

- (1) 失格事由  
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。
  - ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
  - ② 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
  - ③ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
  - ④ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
  - ⑤ 公募要領に違反すると認められる場合
  - ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (2) 無効事由  
以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となります。
  - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - ② ①（3）提案限度額を超えた見積額を提示した場合
- (3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

(4) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

(5) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル応募に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

(8) その他

参加者は、応募申請書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

## 9 見積書作成に当たっての注意事項

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

## 10 委託事業者の選定及び評価方法

(1) 選定方法

選定は、和歌山県福祉保健部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員（以下「選定委員会」という。）が行います。

なお、選定委員会では、（3）審査項目に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に充分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の最も優れた企画を提案した者を契約候補者として選定します。

(2) 審査委員会

- ① 実施日時：別途、参加者あて通知します（令和5年6月下旬～7月上旬を予定）。
- ② 実施場所：別途、参加者あて通知します（和歌山県庁（和歌山市小松原通1－1）周辺を予定）。
- ③ プrezentationの所要時間（1提案者あたり）：

プレゼンテーション 20分以内

審査委員からの質疑 10分程度

(4) 注意事項：

- ・日時、場所、各参加者の開始時間は、後日通知します。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり3名までとします。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。企画提案書等書類の受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定時間に10分以上遅れた場合は、審査対象としません。
- ・指定時間に遅刻（10分未満）した参加者がプレゼンテーションを実施する場合、プレゼンテーションの所要時間の延長は認めません。

(3) 審査項目及び評価内容

提案のあった事業内容について、別紙2審査項目及び審査事項（予定）の項目に基づき数値で評価し、契約候補者を選定します。なお、選定委員会において必要と認める項目を追加する場合があります。

(4) 契約候補者の決定

上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を契約候補者とします。

最高点の者が複数いる場合は、委員の協議によって決定します。

応募者が1名のみの場合、審査結果において基準点（6割）を満たすときは、当該応募者を契約候補者とします。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査委員会終了後、契約候補者が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を和歌山県ホームページにて委託候補者の名称を公表します。

- ① 契約候補者の名称及び評価点
- ② 次点以下の者の評価点（提案者名は公表しない）

## 1.1 委託契約について

選定委員会で選出された契約候補者と条件等を協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは契約候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとします。

また、企画提案の内容については、契約候補者の提案に必ずしも拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求める

ことがあります。

## 1 2 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

### (2) 個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

### (3) 守秘義務

業務委託を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

### (4) 財産権の取扱

事業の実施により生じた著作権等の知的財産権は、原則として県に帰属することになります。

## 1 3 担当及び問い合わせ先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1－1

和歌山県福祉保健部子ども未来課（担当者：西川、小崎）

TEL：073-441-2493

FAX：073-441-2491

E-mail：e0402004@pref.wakayama.lg.jp

## 提出書類一覧

番号	書類名	説明	提出部数	様式
①	応募申請書		1部	様式1
②	応募資格に反しない旨の宣誓書		1部	様式2
③	企画提案書	別紙2審査項目及び審査事項（予定）の記載事項に基づいて作成した企画提案の内容を添付すること。 ※副本は、社名・ロゴマーク等の応募者を特定する事項は記載しないこと	正1部 副5部	様式3
④	見積書	内訳書を添付すること（任意様式）。 ※副本は、社名・ロゴマーク等の応募者を特定する事項は記載しないこと	正1部 副5部	様式4
⑤	団体の概要に関する調書	※下記（省略可能書類）参照	1部	様式5
⑥	役員等に関する調書	※下記（省略可能書類）参照	1部	様式6
⑦	団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類	※下記（省略可能書類）参照	1部	
⑧	団体の事業計画書及び収支予算書	※下記（省略可能書類）参照	1部	
⑨	定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書又はこれに準ずる書類	法人以外の団体にあってはこれらに準ずる書類 ※下記（省略可能書類）参照	1部	
⑩	法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書	税務署の発行する直近1年間の証明書。ただし、提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの ※下記（省略可能書類）参照	1部	
⑪	都道府県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書	都道府県の発行する直近1年間の証明書。ただし、提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの ※下記（省略可能書類）参照	1部	

(省略可能書類)

申請書提出日において「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、上記のうち⑤～⑪については提出を省略し、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写しを提出することで足りる。

## 審査項目及び審査事項（予定）

別紙2

審査項目		審査事項	配点 (点数)	
1		基本方針	①和歌山県の子供の貧困対策及び実態調査の趣旨をよく理解しているか	5
			②全国の子供の貧困に関する実態調査の実施状況を把握しているか	5
2	実施計画	内 容	①仕様書に掲げる業務内容を満たした提案をしているか	5
			②回収率向上のための調査方法の工夫をしているか	5
			③効果的・効率的な集計・分析方法を提案しているか	5
			④施策への具体的な提言が期待できるか	5
			⑤無理のないスケジュールを提案しているか	5
3	実施体制	体 制	事業実施に必要な実施体制を整えており、業務遂行能力の高い事業者であるか	5
4		能 力	本事業に類する事業を実施した実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かすことが期待できるか	5
5		事業費	積算金額は妥当なものであるか	5
合 計			50	